

議案第106号

つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和62年つくば市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級	勤続年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000

分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のつくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、退職報奨金表を改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和62年つくば市条例第49号）新旧対照表

改正後								改正前												
本則・附則（略）								本則・附則（略）												
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）												
階級	勤続年数							階級	勤続年数											
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上		5年以上10	10年以上15	15年以上20	20年以上25	25年以上30	30年以上						
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満			年未満	年未満	年未満	年未満	年未満							
団長	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000							
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000							
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000							
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000							
部長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000							
班長																				
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000							